

資料1

第5次大阪府障がい者計画の策定について
—意見具申（素案）—

令和2年 月

大阪府障がい者施策推進協議会

目 次

| | | |
|---------------|-------------------------------|----|
| I. | 計画の策定にあたって | 2 |
| 第1. | 計画策定にあたっての基本的な考え方 | 2 |
| 第2. | 計画の見直しにあたっての検討体制 | 4 |
| 第3. | 主な法改正等 | 4 |
| II. | 第5次大阪府障がい者計画の構成に関する提言 | 7 |
| III. | 重要事項に関する提言 | 8 |
| 第1. | 第5次大阪府障がい者計画の基本理念について | 8 |
| 第2. | 第5次大阪府障がい者計画の基本原則について | 9 |
| 第3. | 第5次大阪府障がい者計画の計画期間について | 10 |
| IV. | 施策の推進方向に関する提言 | 11 |
| 第1. | 最重点施策について | 11 |
| 第2. | 地域を育む施策について | 12 |
| 1. | 障がい者虐待の防止や差別の禁止 | 13 |
| 2. | 関係機関による強固なネットワークの構築 | 13 |
| 3. | 人材の確保と育成 | 14 |
| 4. | 障がい理解の促進と合理的配慮の追求 | 15 |
| 5. | ユニバーサルデザインの推進 | 16 |
| 6. | その他、地域を育む施策の推進について | 16 |
| 第3. | 各生活場面について | 17 |
| 生活場面Ⅰ | 「地域やまちで暮らす」 | 17 |
| 生活場面Ⅱ | 「学ぶ」 | 22 |
| 生活場面Ⅲ | 「働く」 | 25 |
| 生活場面Ⅳ | 「心や体、命を大切にする」 | 27 |
| 生活場面Ⅴ | 「楽しむ」 | 29 |
| 生活場面VI | 「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」 | 31 |
| V. | その他計画策定全般に関する提言 | 35 |
| 参 考 資 料 | 36 | |
| 1. | 第5次大阪府障がい者計画策定検討部会審議概要等 | 37 |
| 2. | 関係審議会等における審議概要等 | 39 |

I. 計画の策定にあたって

第1. 計画策定にあたっての基本的な考え方

- 大阪府においては、平成24年度から令和2年度末を計画期間とする第4次大阪府障がい者計画（以下、「第4次計画」という。）に基づき、幅広い分野にわたる施策を総合的、計画的に推進してきた。第4次計画は、平成29年度に平成24年～29年度の6年間を総括し、平成30年～令和2年度までの3年間を第4次計画（後期計画）（以下、「後期計画」という。）として、第5期大阪府障がい福祉計画及び第1期大阪府障がい児福祉計画と一体的なものとして改定が行われた。
- 第4次計画においては、「人が人間（ひと）として支えあい共に生きる自立支援社会づくり」を基本理念に据え、「権利の主体としての障がい者の尊厳の保持」「社会的障壁の除去・改善」「障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求」「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」「多様な主体による協働」の5つの基本原則のもと、福祉、教育、就労、保健医療、まちづくりなど、障がい者の自立と社会参加に向けたあらゆる分野の取組みが実施してきた。
- とりわけ、「地域生活への移行の推進」と「就労支援の強化」「施策の谷間にあった分野への支援の充実」については、最重点施策として位置付け、具体的な数値目標の達成をめざし、重点的に推進されてきたところである。
- さらに、平成30年3月に後期計画として改定した際、障がい当事者目線での6つの生活場面の共通の舞台となる地域全体に横たわる課題への対応や、大阪府域の市町村全体の支援体制の底上げなど、これから「地域共生社会」の実現を見据え「地域を育む」観点を持って取組みを進めることの重要性が指摘され、新たに「地域を育む施策の推進方向」について現状と課題が整理されたところである。
- また、平成30年4月には改正社会福祉法が施行され、都道府県の地域福祉支援計画が、障がい、高齢など各福祉分野の上位計画と位置付けられ、インク

ルーシブな共に生きる社会の実現に向け、より包括的な地域での支援体制を整備していくことが示された。

- これを受け、大阪府においては、平成31年3月に第4期大阪府地域福祉支援計画を策定し、「誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会」、「地域のつながりの中で、ともに支え、共に生きる地域社会」、「あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている社会」といったビジョンのもと、障がい者計画や高齢者計画等との連携・調和を図りながら、地域共生社会の実現に向けた取組みを進めていくこととしている。
- 一方、今後、地域で障がい者が抱える課題は、障がい者の重度化・高齢化や、障がい者とその家族等が支援につながれないまま社会で孤立していく、いわゆる「8050問題」など、より複合化・複雑化し、地域コミュニティーの希薄化や人口減少、超高齢社会化とも相まって、さらに深刻なものとなることが懸念されている。
- このため、今後の障がい福祉分野における課題を地域社会が抱える課題の大きな要素の一つとして捉え、地域全体で課題解決に向けた関係機関の連携体制の構築や、ハード・ソフト両面での環境整備等を進めていく必要がある。
- 第4次計画期間中に、障害者虐待防止法や障害者差別解消法が施行されるなど、障がい者の尊厳を守る法整備がなされてきたが、いまだ障がい者を取り巻く社会環境や社会通念のバリアフリー化は道半ばであり、平成28年に発生した相模原市での障がい者殺傷事件や、平成29年に発覚した寝屋川市での障がい者監禁死亡事件など痛ましい事件が後を絶たない。また、旧優生保護法に基づく強制不妊治療に対する救済も始められたばかりである。
- 大阪府の新たな障がい者計画策定にあたり、障害者権利条約において明文化されている「全ての政策及び計画において、障がい者の人権の保護及び促進を考慮に入れること」に則り、障がい者の権利と尊厳の保持を大前提に、本意見具申では、今後の障がい福祉分野の課題解決に不可欠な地域福祉の充実と

いう観点から、「地域を育む施策の推進方向」について、個々の生活場面との関係性も踏まえ、提言を行うこととした。

- 大阪府には、本意見具申の提言を最大限尊重し、真の共生社会の実現に向け、様々な主体が協力しあい、地域全体で障がい福祉分野の課題解決に取組み、障がい者が自分らしく、安全・安心に暮らすことのできる大阪の実現を切望するものである。

第2. 計画の見直しにあたっての検討体制

- 大阪府障がい者施策推進協議会では、計画の策定に向け、「第5次大阪府障がい者計画策定検討部会」（以下、「計画部会」という。）を設置し、令和元年5月から精力的に議論を重ねてきた。
- 計画部会では、障がい当事者及びその家族をはじめ、地域の関係機関や企業及び市町村、学識経験者等から委員が参画し、第4次計画の「地域を育む施策の推進方向」及び各生活場面における「今後の課題」と「個別分野ごとの施策の方向性」について、様々な視点から、現状や取組み状況を評価し検討してきた。
- 計画部会での検討をもとに、大阪府障がい者施策推進協議会として、計画の策定にあたって意見具申をとりまとめた。

第3. 主な法改正等

- 第4次後期計画策定後からの主な法改正等は以下の通りであり、これら法の趣旨、目的等についても、第5次大阪府障がい者計画（以下、「次期計画」という。）にできる限り反映していくことが望ましい。
- 社会福祉法の改正（平成30年4月施行）
「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、住民が地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や住民に身近な圏域において分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を

行う体制や生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して複合化した地域生活課題を解決するための体制など市町村における包括的な支援体制づくりに努めることとされた。また、市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、都道府県及び市町村が策定する地域福祉計画が、福祉の各分野における共通事項を定めた上位計画として位置づけることとされた。

○障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成 30 年 4 月施行、一部平成 28 年 6 月 3 日施行）

障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者に対する介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られた。そのうち、医療的ケアを要する障がい児については、当該児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされた。また、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が実施された。

○障害者雇用促進法の一部改正（平成 28 年 4 月施行、一部平成 30 年 4 月施行）

雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供義務について定められるとともに、事業主に対して、その雇用する障がい者からの苦情を自主的に解決することが努力義務化された。また、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加えられることとなった。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年 5 月成立）

2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを契機として、共生社会の実現をめざし、全国でさらにバリアフリーを推進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けた取組みを進めるべく法改正された。

○障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備を含む著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年 5 月成立・公布）

音訳等を提供できる障がい者の範囲に、改正前から明示されている視覚障

がいや発達障がいのために視覚による表現の認識に障がいのある者に加え、新たに肢体不自由者等が対象となる旨、規定が明確化された。また、権利制限の対象とする行為について、改正前から対象となっているコピー、譲渡やインターネット送信に加え、新たにメール送信等が対象にされた。

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年6月13日に公布、施行 以下「障害者文化芸術活動推進法」という。)

障がい者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の發揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした法律が施行された。

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年6月21日成立。以下「読書バリアフリー法」という。)

視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関し、基本計画の策定その他の視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定め、国や自治体が果たすべき責務などを明記し、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律が施行された。

○2019年度障害福祉サービス等報酬改定（令和元年10月1日）

2017年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき、人材確保のための取組みを一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、職員の更なる処遇改善を行う報酬の見直しが、消費税率の引き上げに伴う報酬改定において実施された。

○ その他、次期計画に関連する今後のトピックスとして、東京オリンピック・パラリンピック（令和2年開催）、国連による障害者権利条約の実施状況に関する審査・勧告（令和2年予定）、2025大阪・関西万博（令和7年度開催）な

どがあり、これらの動向を踏まえ、その趣旨等についても、できる限り次期計画に盛り込んでいくべきである。

- とりわけ、2025 大阪・関西万博は、2015 年9月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された 2030 年までの国際開発目標である SDGs (Sustainable Development Goals。持続可能な開発目標として 17 の目標) が達成された社会をめざすことを目的として開催されるものであり、SDGs の「誰一人取り残さないこと」という理念は、重要である。

II. 第5次大阪府障がい者計画の構成に関する提言

- 次期計画の構成について、まず初めに、計画部会における中核的テーマとして議論してきた「地域を育む施策」を以下のように整理し、計画に反映していくことを提言する。
- 「地域を育む施策」とは「多様な主体が、障がい者の権利・尊厳を保持し、社会的障壁の除去・改善に努め、合理的配慮を追求していくことで、包容力のある地域と、共に生きる社会の実現をめざしていくもの」であり、その思想は、大阪府の障がい者計画の基本理念、基本原則に通ずるものである。
- 従って、次期計画の基本理念、基本原則について、「地域を育む施策」の観点を踏まえた見直しを行うとともに、「地域を育む施策」について今後の施策の方向性及び具体的な取組みを記載すべきである。
- 具体的には、地域を育んでいく各主体の共通認識となる、障がい者の命と尊厳の保持、障がい理解の促進と合理的配慮の追求、関係機関による強固なネットワーク等に係る考え方について、基本理念、基本原則に反映すべきである。
- また、地域を育む施策を実現するための環境づくりとなる、人材確保・育成やユニバーサルデザインの推進・先進技術の活用、大阪全体の支援体制強化等については、各生活場面における整理と運動しつつ、新たに「地域を育む施策」

として課題や具体的な取組みについて整理すべきである。

- なお、障がい者の生活場面で整理された大阪府独自の基本構成は大筋で第4次計画を継承すべきであり、共に生きる社会の実現に向けた基本理念及び基本原則等についても最大限尊重すべきである。
- また、大阪府障がい福祉計画、大阪府障がい児福祉計画（以下「福祉計画等」という。）については、次期計画に向け国が示す基本指針を踏まえ、令和2年度に見直しを行い、令和3年度に第5次大阪府障がい者計画と始期を同じくして策定されるものであり、引き続き、障がい者計画と一体的にとりまとめるべきである。

III. 重要事項に関する提言

第1. 第5次大阪府障がい者計画の基本理念について

- 現計画では「人が人間（ひと）として支えあい共に生きる自立支援社会づくり」を基本理念に掲げ、社会全体が障がい者への必要かつ合理的な配慮を真摯に考え、社会を構成する個々人の支え合いにより合理的配慮の実践が広がっていく社会をめざすとともに、障がい者に対する支援を拡充していくことを通じて、障がいの有無に関わらず、誰もが誇りと尊厳を持って、社会を構成する一員として暮らすインクルーシブな社会の実現を目指している。
- この基本理念は、国の障害者基本計画（平成30年度～令和4年度）における理念とも共通しており、障がい者の自立と社会参加を促進し、共生社会を実現するために引き続き重要な視点であることから、次期計画においても大筋で継承すべきである。
- 加えて、今後の障がい福祉を支える地域を育む観点を盛り込むとともに、SDGsの理念である「誰一人取り残さないこと」や2025年に開催が予定されている大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会」をも勘案し、あらゆる主体に向けたメッセージ性のある基本理念とすべきである。

- また、これらの根底には、障害者権利条約に基づく、あらゆる障がい者の尊厳と権利を保障するという理念が含まれていることを明記すべきである。
- 以上の考え方から、次期大阪府障がい者計画の基本理念として、今後、大阪府がめざすべき社会をイメージし「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」とすることを提案する。
- これは、障がい者の尊厳と権利の保持を前提に、すべての障がい者やその家族が孤立せず、支援を行き届かせることができる、誰一人取り残されない大阪の実現に向け、地域の多様な主体が互いに理解し合い、影響し合い、補い合うことで、包容力のある地域が育まれ、障がいの有無に関わらず、全ての人間（ひと）が支え合って生きるインクルーシブな社会の実現をめざすことを表現するものであり、障害者権利条約の理念に通じるものである。

第2. 第5次大阪府障がい者計画の基本原則について

- 第4次計画においては、権利の主体としての障がい者の尊厳の保持、社会的障壁の除去・改善、障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現、多様な主体による協働という5つの項目について、基本原則が整理されている。
- 基本理念に掲げられた共に生きる社会の実現に向けて、今後の障がい福祉分野における課題解決に取り組んでいくにあたっては、地域全体での障がい理解、課題認識に基づく連携、協働が不可欠であり、そのような地域を育んでいく意識を共有することの必要性を、新たに基本原則に盛り込むべきである。
- 加えて、地域社会における多様な主体が、障がい者の自立と社会参加のために、様々な役割を果たしていけるよう、市町村及び大阪府がより連携して、大阪全体の底上げにつながる環境整備に取り組む姿勢に言及すべきである。この「底上げ」とは、あらゆる地域で支援をきちんと行き届かせるということ、また、地域やあらゆる主体が切磋琢磨し、様々なサービス水準が向上

し、支援の質が高まることをめざすものである。

- このような観点から、次期計画の基本原則は、以下の項目で整理することを提案する。
 - (1) 障がい者差別・虐待の防止と尊厳の保持
 - (2) 合理的配慮の追求によるバリアフリーの充実
 - (3) 多様な主体の協働による地域づくり
 - (4) あらゆる分野における大阪府全体の底上げ
 - (5) 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

第3. 第5次大阪府障がい者計画の計画期間について

- 昨今の様々な技術革新により、迅速かつ短期的に社会状況は変化している。このような状況は、今後もより加速していくことが考えられ、障がい福祉分野への影響も、東京オリンピック・パラリンピックや2025大阪・関西万博の開催などを契機に、より大きくなってくると考えられる。
- そのような状況を勘案し、次期計画の期間については、社会状況の変化に柔軟な対応ができるよう、かつ、一定期間の取組みの成果の検証ができるような期間とするべきである。
- また、大阪府障がい者計画の上位計画である障害者基本計画及び大阪府地域福祉支援計画の計画期間（いずれも5年間）との関係も勘案する必要があり、それら計画の動きに柔軟に対応できる計画期間の設定が望ましい。
- 加えて、障がい者計画を実行していくための定量的指標が示されており、障がい者計画と一体的に整理される大阪府障がい福祉計画及び大阪府障がい児福祉計画の計画期間（3年間）との整合を図るべきである。

- 以上のことから、今後の社会状況の変化に柔軟に対応できる計画とするためには、次期計画の計画期間を令和3年度から令和8年度までの6年間とすることを提案する。

＜障がい者計画及び関連する計画の期間について＞

| 年 度 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 |
|----------------------------------|------|------|------|---------------------|---------------|----------------|------|------------|------|-------------|------|------|------|
| | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 障害者基本計画 〔内閣府〕 | | | | | 第4次計画(H30-R4) | | | | | | | | |
| 大阪府 地域福祉支援計画 〔福祉部 地域福祉推進室〕 | | | | | 第4期計画(R1-R5) | | | | | | | | |
| 大阪府 障がい者計画 〔福祉部 障がい福祉室〕 | | | | 第4次計画(後期計画)(H24-R2) | | ★ 第5次計画(R3-R8) | | | | | | | |
| 大阪府 障がい福祉計画 〔福祉部 障がい福祉室〕 | | | | 第5期(H30-R2) | | 第6期(R2-R5) | | 第7期(R6-R8) | | 第8期(R9-R11) | | | |
| 大阪府 障がい児福祉計画 〔福祉部 障がい福祉室〕 | | | | 第1期(H30-R2) | | 第2期(R3-R5) | | 第3期(R6-R8) | | 第4期(R9-R11) | | | |

IV. 施策の推進方向に関する提言

第1. 最重点施策について

- 第4次計画では、「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進」「障がい者の就労支援の強化」「施策の谷間にあった分野への支援の充実」を、計画の最重点施策に位置付け、強力に推進してきた。
 - 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行は、障がい者が地域社会の一員として、地域とつながりを持ちながら豊かに暮らしていく第一歩であり、この間、施設においても地域との連携が進められてきたところであるが、長期にわたり入所や社会的入院の状態にあった場合においては、地域生活のイメージを持つことができず、地域移行を希望できないことも考えられる。
 - 行政や地域からの働きかけがないままに入所等の状態が継続されるのではなく、関係機関が連携し、様々な機会を捉えて地域生活のイメージを分かりやすく示しながら、一人ひとりの状態や、今後の希望を適切に把握したう

えで、地域移行を推進し、地域での暮らしを実現していくことを、最重点施策の基本認識として位置付けるべきである。

- 次に、障がい者の就労支援については、障がい者の自立と社会参加に不可欠であり、引き続き重点施策に位置付けるとともに、就労後の職場定着や生活の安定を視野に入れ取組みを強化していくべきである。
- 特に、就労支援、就労定着支援においては、一人ひとりに寄り添った支援を行い、就労を通じた経験による成長や、生活の質の向上に力点を置いた施策の推進が望ましい。
- 最後の「施策の谷間にあった分野への支援の充実」は、医療と福祉との制度の狭間にあった高次脳機能障がいや発達障がい児者、医療的ケアが必要な障がい児及び医療依存度の高い重症心身障がい児者、難病患者等への支援を対象とした施策として引き続き重点的に取り組んでいくべきである。
- とりわけ、医療的ケアが必要な障がい児や重症心身障がい児者に対する支援の充実や、発達障がい児者に対するライフステージに応じた切れ目のない支援の充実については、今後更なる取組みの展開を期待するところであり、個別プラン等との一体化なども含め、より着実な施策展開を期待する。

第2. 地域を育む施策について

- 「共に生きる社会」を実現するためには、障がい者がその存在を脅かされることなく、また、障がいを理由として差別を受けたり、嫌な経験をすることなく、誇りと尊厳を持って、社会を構成する一員として、当たり前に生きていく地域を育んでいくことが重要である。
- そのためには、大阪府はもとより、市町村や障がい福祉事業所、また、当事者や府民など、様々な主体が連携し協力・協働して、社会全体で障がい福祉分野における課題解決に向けた取組みを進めていかなければならない。

- 障がいの有無に関わらず、誰もが排除されず豊かに暮らす包容力のある地域を育んでいくために、「多様な主体が協力し、障がい者の暮らしを支えていくことをめざすべき姿とし、社会全体で課題解決に向けた取組みを進めていくべきである。

1. 障がい者虐待の防止や差別の禁止

- 平成 28 年 4 月に大阪府障害者差別解消条例が施行され、今年で 4 年目となるが、未だに差別事案が後を絶たない。合理的配慮の提供が当たり前のものとして各業界にも広まるよう、例えば、合理的配慮の提供の義務化の是非について、障がい者差別解消協議会において十分に議論されるよう期待したい。
- 障がい者が地域で住まいの場を確保する際に、入居差別や施設コンフリクトなどの問題も未だに発生している。住宅部局と障がい福祉所管部局とが連携し、関係者への障がい者差別の防止や啓発等に取り組むべきである。
- 障がい者虐待において、親が加害者となる事案が多くみられるが、親自身が困っていてそれを発信できない事例や親が子どもの障がいを受容できず親子で社会から孤立していく事例が見受けられる。そのように社会から孤立した家庭や親をフォローし、適切な支援に結び付けていく取組みを進めるべきである。
- 平成 31 年 4 月に、旧優生保護法に基づく強制不妊手術を受けた方々を対象とした救済法が施行されているが、このような事態を二度と繰り返さないとの反省に立ち、当事者に対し制度の周知等を積極的に進めていくべきである。

2. 関係機関による強固なネットワークの構築

- 障がい当事者やその家庭では、引きこもりや貧困、社会での孤立など、障がいに起因した社会的な課題を抱えているケースが多い。潜在的に支援を必要としている方々を把握し、手を差し伸べ、適切な支援につなげていく取組みを進める必要がある。

- すぐに支援を必要としている人が、どこに相談すれば良いかわからなくて困っているケースも多い。いわゆる「8050 問題」など、複合的な課題を抱えるケースも含め、緊急時の対応ができる地域生活支援拠点等の整備を進めていくべきであり、あわせてこれら拠点となる事業所への支援等についても検討が必要である。
- 障がい当事者やその家族が抱える課題は、地域全体の課題の大きな要素の一つであり、障がい福祉分野だけではなく、地域福祉や高齢介護、教育や労働、保健医療及び危機管理などの関係機関とも連携して課題解決に向けて取り組むことで、障がい者のライフステージに沿った支援をより強化していくべきである。
- 障がい者雇用の促進に向けた学校と企業、事業者とが連携した取組みや、福祉と防災部局との連携による平常時からの災害対策など、様々な主体の連携による取組みを進めていく必要がある
- また、今後想定される大規模な自然災害で、障がい者が命を落すことのないような取組みを関係機関等が連携して検討を進めていくべきである。

3. 人材の確保と育成

- 今後、障がい者一人ひとりのニーズが高度化・多様化し、今以上に障がい福祉サービスの量と質の確保が課題となることが懸念される中で、障がい福祉分野への参入促進へ向けたイメージアップやマッチングなど、人材確保に向けた取組みを進めるべきである。
- また、現に障がい福祉サービス事業所等で障がい者支援に従事する職員等について、処遇改善や就業環境改善などに向けた一層の取組みについて、国への要望をはじめ、検討すべきである。
- 一方で、個々人の障がい特性やニーズに応じたサービスを提供するために、支援者には、より専門的なスキルが求められる。サービス従事者の資質向上に

向けた研修等を充実させる取組みも拡充していくべきである。

- また、障がい者が、障がい福祉サービス事業所で活躍することができるよう に、研修や資格取得等における情報保障等の合理的配慮等の確保に関する取 組みが必要である。

4. 障がい理解の促進と合理的配慮の追求

- 包容力のある地域を育むためには、地域で暮らす人々の障がいへの理解が 不可欠であり、その醸成に向けた取組みが重要である。自治体と事業者等がそ れぞれの役割を果たしながら、障がい理解に係る啓発や情報発信等を行う必 要がある。
- 障がい者に対する偏見は未だに社会に存在しており、不当な差別的取扱い や合理的配慮の不提供などの事案が少なからず発生している。差別や偏見の ない社会づくりに向けた取組みが必要である。
- また、地域における共生社会を推進するにあたっては、入所施設が地域と切 り離された存在ではなく、地域に開かれた存在として、地域社会の一部として の役割を担い、地域における障がい理解を促進する取組みを進めるべきであ る。
- 就労においても、障がいを理由に採用時において不平等な取扱いを受ける ことがなく、難病患者等が職場で必要な支援を受けることができるよう、企 業等における障がい者への理解を充実させるための取組みを進めるべきであ る。
- また、平常時に限らず、災害発生時の支援体制の充実に向け、地域において、 より深く広がりのある障がい理解を促進していく必要がある。

5. ユニバーサルデザインの推進

- 2020 年度には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、次期計画期間中の 2025 年度には、「いのち輝く未来デザイン」をテーマに、大阪・関西万博の開催が予定されている。オリンピック・パラリンピックや万博開催に向けた機運の後押しを受け、積極的に AI (artificial intelligence。人工知能) や ICT (Information and Communication Technology。情報通信技術) 等の先進技術を活用し、障がい者へのサポートや負担軽減に向けた取組みを進めるべきである。
- 先進技術の活用により、障がい者の意思疎通支援や情報保障などが充実することで、障がい者のさらなる活躍や生活の質の向上のほか、社会における障がい理解の促進が期待される。先進技術を活かす視点を盛り込んでいくべきである。
- すべての障がい者が公共施設等を円滑に利用できるように、設備や表示のユニバーサルデザインの促進が必要である。

6. その他、地域を育む施策の推進について

- 障がい者が希望する暮らしを地域で実現するためには、障がい者やその家族が孤立しないように、障がい福祉事業所や保健医療機関、学校、行政など多様な関係者が連携し支えていくことが不可欠である。
- 府内において、そのような関係機関の連携体制が構築されている地域もあるが、関係者間のつながりが希薄な地域もある。地域間格差がでないよう、府が好事例等を集約し情報発信などの取組みを進めるべきである。
- 障がい者の自立と社会参加において移動支援は不可欠であり、地域差が生じないようまた様々な生活場面において確保されるよう進めていくべきである。

- 加えて、大阪府が先進的に取組みを進めている言語としての手話の認識の普及や習得の機会の確保に関する施策について、より強力に取組みを進めていくべきである。
- 今後の障がい福祉分野における課題は、外国人や高齢者、その他マイノリティとされる方々が地域で暮らす上で抱えている課題とも関連性があり網羅的なものである。課題解決に向け、行政機関内部や自治体の垣根を超えた連携体制を構築していく必要がある。
- また、最重点施策の1つである高次脳機能障がいや発達障がい児者、医療的ケアが必要な障がい児及び医療依存度の高い重症心身障がい児者など、施策の谷間にあった分野や、強度行動障がい児者への支援の確保など、新たなニーズに対応した障がい福祉サービスの充実、確保に努めていくべきである。
- とりわけ、大阪府では平成25年度以降、独自に「発達障がい児者支援プラン（以下「プラン」という。）」を策定し、発達障がい児者のライフステージに応じた支援の充実をはじめ、様々な取組みが進められている。当プランの内容は「具体的な取組と目標」等が後期計画にも盛り込まれているが、プランの計画期間そのものは令和2年度で終了することになっている。このため、プランに基づく取組がこの間一定進捗していることを踏まえ、令和3年度からの発達障がい児者支援については、プランの後継となる内容を次期計画に統合のうえ、しっかりと施策の方向性を位置づけ推進していくべきである。

第3. 各生活場面について

生活場面Ⅰ 「地域やまちで暮らす」

- 最重点施策の一つである地域移行や移行後の生活支援を中心に整理された生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」については、大阪府として引き続き強力に取組みを進めていくべき分野であり、検討部会での議論を通じ、具体的対応を計画に反映していくべきである。

- 共生社会の実現に向け、包容力のある地域を育んでいくためには、そこに暮らす人々の障がい理解の推進は必要不可欠な要素であり、入所施設と地域との関係、入所施設の今後の機能など、地域における入所施設のあり方について次期計画期間中に議論を深め、より具体的な取組みを進めていく必要がある。
- それらを踏まえ、めざすべき姿を「障がい者が地域の希望するところで快適に暮らしている」と設定し、施設から地域へ生活の場を移すための支援だけではなく、障がい者が生活経験を積み上げ、地域の希望する場で安心して暮らし続けることができるような支援に取り組んでいくべきである。
- これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。
 - (1) 入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす
- 入所施設で生活する力を養った方が、グループホームへ移行し、就労訓練を経て就労移行支援事業所に通っている事例もある。地域移行を連携して進めていくためにも、そのようなケースを事業所や行政など関係機関で共有していく必要がある。
- 障がい者の親が、施設や精神科病院からの退所・退院に負担感や抵抗感を表すケースもある。親などの家族に対する情報提供や啓発を行い、地域移行への意識を変えていく必要がある。
- また、障がい者の重度化・高齢化に伴い、地域移行が困難だと感じている入所施設の職員も多い。相談支援専門員と入所施設職員との情報共有等を通じ、事業所職員の地域移行へ向けた意識向上、理解促進も必要である。
- 施設や精神科病院への入所・入院期間が長期化すると、地域での生活がイメージしにくくなり、自身も地域移行へ消極的になる傾向が見受けられる。例えば、10年を超えるような長期間の入所を解消していくために、施設での生活が長期化した障がい者が、地域での生活をイメージできるようなグループホームの体験利用等を今以上に推進し、希望する暮らしを確保すべきである。

- できる限り自分たちで障がい者を支援したいと思う親などの家族にとっては、支援が困難になったときに入所施設の利用が第一選択肢となるケースが多い。また、重度化によりグループホームでの支援が困難になり入所施設での支援を要する状態となっているケースもある。
- 入所施設の待機者が増えている状況の中、結果的に短期入所を断続的に利用し、入所施設への入所を待つケースなどもあるが、そのような生活は地域で暮らす理念とはかけ離れた状態である。府内の状況を把握するとともに、そのような状況を解消するための取組みを進めるべきである。
- なお、本項目は、大阪府の障がい福祉施策における最重点施策であり、計画部会においても、特に活発に議論したテーマの一つである。めざすべき姿の捉え方については、以下のような意見があつたことをここに記載しておく。
 - ・ 長期間、入所施設や精神科病院で生活している人は地域での暮らしのイメージできない。地域移行とは、地域で生活経験を積み上げていく「生活づくりの支援」であり、施設や病院以外の本人が望む場で生活するという概念として考え、地域の希望する場所で安心して暮らし続けられるように支援していくべきである。
 - ・ 元々の地域移行の概念、理念では「施設」に対して「地域」で暮らすという考え方方が大前提である。そこを混同すると今までの考え方そのものが揺らいでしまう。施設と地域とが連携して、障がい者の地域での暮らしを支援していくことは良いことであるが、あくまでも地域で暮らすことを前提にすべきである。
 - ・ 入所施設も地域とともに変化してきており、障がい者の生活も多様化してきている。次期計画期間の社会においては、施設の機能やあり方がさらに変わっていると思う。障がい者の暮らしは施設か地域かの二つに完全に分けられたものではない。施設にいても地域に暮らしていくという事をめざし、地域という言葉にこだわりすぎる必要はない。

- ・ 障害者権利条約では、障がい者がどこで誰と生活するかを選択する機会を有すると明文化されている。めざすべき姿の「希望するところで」という文言は、本質的には条約の理念に則った適切な表現であるとは思うが、実質的に、障がい者の真の希望が保障され、選択した生活が確保されることが重要である。
- ・ 施設や病院等への長期入所・入院の一刻も早い解消が必要だという考え方は大前提であり、真に希望する場所を選択できる環境が保障されているかどうかも非常に重要。

ただ、ライフステージの変化に応じて、どこで誰と生活したいのかという希望は個々人で当然変化してくるものであり、一律に地域移行のあるべき姿を決めて、選択肢を狭めてしまうことなく、障がい者が真に希望する場所を選択できる環境を保障することが大事な視点である。
- ・ 理念等によって苦しい思いをする人を作ってしまうのは本意ではない。障がい者にとって不利益にならない考え方や視点が重要。地域移行については、次年度の具体的な計画策定における議論においても、この点を念頭に検討してもらいたい。

（2）入所施設の今後の機能のあり方

- 障がい福祉計画において、施設入所者数の削減目標が国の指針でも示されているが、障がい者を支援する親の高齢化や当事者の重度化により、入所施設の利用ニーズが高まっているのも事実である。
- 「障がい者が自ら希望する暮らし」を確保するという考えのもと、入所者数削減だけをめざすのではなく、短期入所の断続的な利用などの状況を解消していくためにも、今後の入所施設のあり方について議論を深め、具体的な取組みを進めるべきである。
- 長期入所の解消と、短期入所の断続的利用の解消に向け、例えば、施設は生活訓練を行う場や緊急避難的な受け入れを担う場など、機能・役割の整理を議

論し、検討していく必要がある。入所施設と地域との交流等による地域移行の推進に取り組むべきである。

（3）地域で暮らし続ける

- 地域における障がい者の暮らしの場の確保において、グループホームなどの建設に地元住民が反対する、いわゆる施設コンフリクトや、不動産事業者等が障がいを理由に入居を拒否する事案が見受けられる。障がい者が安心して暮らすことができる住まいの場を確保できる環境づくりを強力に進めるべきである。
- 地域移行に当たって、暮らしの場の確保も重要となるが、その確保がスムーズに進むことは少ない。行政と不動産事業者等との連携や、弁護士による法的救済措置など、障がい者の住まいの場の確保に向けた仕組みづくり等を進めていく必要がある。
- 施設入所者の重度化・高齢化により、受け皿となるグループホームが確保できずに地域移行に支障があるケースもあると思われる。より一層、公営住宅なども活用し、重度化・高齢化に対応したグループホームを確保する必要がある。
- こういった支援のつなぎ役として期待される相談支援事業所は、業務量の増加と人員不足により、現行の報酬制度では運営を確保していくことが困難な状況が見受けられる。相談支援事業所の運営確保に向けた支援と、相談支援専門員の質と量の確保、向上に向けた専門研修等を拡充していく必要がある。
- 相談支援専門員に加え、障がい者の地域生活を支える重要な機能である障がい福祉サービス事業所の人材確保に向けた取組みも重要な視点である。職員が研修等を受講する際の事業所に対する負担軽減措置や、従業員に対する処遇改善とともに、サービス従事者の資質向上に向けた研修等を継続していく必要がある。さらに、障がい者が研修などに参加する際の情報保障等の合理的配慮の確保も拡大するようにすべきである。

(4) まちで快適に生活できる

- 鉄道駅におけるホーム柵の設置のさらなる促進や、無人駅への対応などのほか、公園や宿泊施設等におけるバリアフリー化と障がい者が利用しやすい設備の確保など、障がい者の安全で安心な地域生活を支えるためのハード面での整備も必要である。
- また、平成30年の大阪北部地震をはじめ、全国的にも課題となっている大規模災害発生時における避難所の機能確保、バリアフリー化を強力に推進し、災害発生時の障がい者の情報保障や安全確保のための取組みが必要である。

生活場面Ⅱ「学ぶ」

- 「ともに学び、ともに育つ」教育を基本に、生活場面Ⅱ「学ぶ」において、インクルーシブ教育のより一層の推進に向けた環境整備、課題解決に向けた内容の充実を図る必要がある。
- とりわけ、医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援をはじめとする、多様な学習の機会を確保する取組みや、学校における合理的配慮のより一層の浸透に向けた教員の資質向上に向けた研修などが必要である。
- また、最重点施策の一つである、発達障がい児や医療依存度の高い重症心身障がい児等、施策の谷間にあった分野への支援として、発達障がいのある幼児・児童が早期に質の高い療育等を受けることができる環境整備や、重症心身障がい児の学習機会の確保を図っていくことも必要である。
- さらには、学校卒業後の就労までを見据え、教育と福祉、労働機関が連携した、働く力や生活する力を身につけることができるような教育の推進や、障がいや年齢にとらわれず、学習の機会や選択肢が限定されることなく、生涯を通じて、学びたいときに学ぶことができる環境整備が必要である。幼児期から社会に出るまで一貫して、学びの機会を得ることができる大阪の実現をめざす

べきである。

- また、大阪府では、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（以下「手話言語条例」という。）に基づき、関係団体との連携のもと、乳幼児期からの言語としての手話獲得・習得支援や全ての府立聴覚支援学校の教員向け手話習得支援などの先進的な施策を展開しているが、令和2年6月には、意思疎通支援も含めたこれら施策の中核支援拠点として、府立福祉情報コミュニケーションセンターの運営が開始される。引き続き、同条例に基づく施策が保健医療機関や学校などの関係機関との連携のもと、より一層推進されるように、しっかりと計画に盛り込んでいくべきである。
- これらを踏まえると第4次計画において「障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる」というめざすべき姿は道半ばであり、引き続き各主体共有のめざすべき姿とすべきである。
- これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。
 - (1) 早期療育を受ける
 - 早期支援につなげるため、新生児聴覚スクリーニング検査のほか、3歳までの視覚障がいに係る判定を行い、その後の適切な相談支援や関係機関との連携による支援、治療等に円滑かつ確実につないでいくことが必要である。
 - 児童発達支援ガイドラインにおいて、児童発達支援センター及び放課後等デイサービスの基本的な機能として位置づけられている「本人支援」、「移行支援」、「家族支援」、「地域支援」という視点は、府内全ての障がい児者支援に共通する重要なものである。
 - 児童発達支援センター・放課後等デイサービス等が、療育機関としての機能を十分に發揮し、障がい児がライフステージの各段階で直面する課題等に対応できる応用力、適応力を養っていくことが重要であり、事業所評価制度などの客観的な情報の活用などにより、事業所の機能確保、質の向上に努める必

要がある。

（2）教育を受ける

- 幼少期からのインクルーシブ教育が、社会全体の障がい理解の促進にもつながってくる。教育の各段階において、障がい児を包容するインクルーシブな教育を進めていく必要がある。
- 大阪府の障がい者の生活ニーズ実態調査（平成28年度）で嫌な思いをしたと回答した人が多かった場所が「学校」であったこと、また「学習において障がいの特性に応じた配慮がない」が最多の困りごとであったことを鑑みると、教員等の障がい理解の促進に一層努めるとともに、通学支援や情報保障などの合理的配慮が確保された学校環境を整える必要がある。
- 保育、療育、教育に従事する教員等の資質向上に向け、保育士や教員になる過程で障がいの特性や教育等について十分に学習する機会を確保する必要がある。一方で、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていく仕組みを作っていく必要もある。
- 学校において児童・生徒の人権を守る方法として、スクールロイヤーなどの制度の活用も考えられる。また、心のバリアフリーを推進していくためにも、障がいの有無に関わらず、多様性を認める教育を進めることが必要である。
- 学校教育においては、個人に寄り添った相談、サポートがその後の人生設計においても重要となってくる。教員が障がい特性等を理解し、寄り添った教育ができるように、専門性を考慮しつつ柔軟な教員配置等を行う必要がある。
- 就職率などの数字だけにとらわれず、個々人の障がい特性やニーズに応じた多様な進路の選択が確保され、卒業後の学びの場や、就労から職場定着までを見据えた支援が必要である。
- また、学校教育を通じて、地域で普通に生活できるということを体験し、働く

く力や暮らす力を身に着けることができるような取組みを、教育と福祉、労働機関等が連携して進めていくべきである。

- 障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を確保するためにも、学校と相談支援機関等とが連携し、地域での課題と学校での課題とを共有して個別支援を充実させていくことが必要である。
- インクルーシブ教育を「共に学ぶことから排除しない教育」と捉え、手話言語条例に基づく施策のほか、障がい者だけではなく、外国人など地域の多様な主体が抱える課題と連動して、インクルーシブ教育を推進するための学習環境の整備を並行して進めていく必要がある。

(3) 地域で学ぶ

- 生涯学習について、例えば e ラーニングの教材が、聴覚障がい者や視覚障がい者が利用できるものになっていないなど、十分に環境が整っていない状況がある。障がい者が自ら選択し学べるように、障がい特性に応じた配慮や情報保障が必要である。
- 学校卒業後すぐに就労するという選択肢だけではなく、将来の自立した生活に向けた協調性や集団行動の力、対人関係やコミュニケーション力などを幅広く学ぶことができるよう、学校卒業後の学びの場を確保していく必要がある。
- また、スポーツや文化芸術に係るものや、生涯学習センター等を活用した卒業後の学びの場の確保が必要である。障がい者だけではなく、家族も一緒に様々な学びの場に参加等できるようにすることで、きょうだいなどの家族へのサポートにもつながっていくことも期待される。

生活場面Ⅲ 「働く」

- 障がい者が、就労を通じて自己成長が促され、働くことの喜び・生きがいを

感じ、収入を得ることで、より豊かで安定した生活を送ることができるようになることは、障がい者の自立と社会参加を促進するための重要な要素の一つである。

- また、障がい者の就労支援を通じて、雇用主や一緒に働く人々の障がい理解が促進され、当たり前に合理的配慮が提供される環境が作られていくことで、障がいの有無に関わらず全ての人々が包容される地域が育まれ、共に生きる社会の実現に向けた基盤の強化につながっていく。
- このように、障がい者の就労支援は、地域社会全体にとっても非常に有益なものであり、引き続き大阪府の重点施策と位置づけ、就労後の職場定着を含め、障がい者が働き続けることができる環境を作っていくべきである。
- 今以上に社会全体の就労環境が変化していくことが想定される次期計画期間中においては、企業等での障がい理解がより浸透し、合理的配慮の実践が確保されることにより、「障がい者が希望する様々なところで働き続けている」社会をめざすべき姿とし、関係機関等が連携して、より充実した障がい者の就労支援、定着支援に取り組んでいくべきである。
- これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。
 - (1) 実際に多くの障がい者が働いている
 - 障がい者を雇用していない会社は障がい理解が不十分な可能性があることから、少しでも多くの会社に障がい者のことを知ってもらい、障がい者雇用、合理的配慮についての意識を変えていく必要がある。
 - トライアル雇用制度を活用する企業の一部が、助成期間終了とともに対象者を入れ替えるようなことがないように、雇用する企業をはじめ関係機関が話し合って環境整備を行っていく必要がある。
 - 障害者総合支援法では、難病も障がい者と位置づけられているが、入社採用

試験の区分では障がい者とは別の扱いを受ける例があり、難病患者の雇用拡大に向け、状況を改善していく必要がある。

(2) いろいろな場で障がい者が仕事をできる

- 働くことは義務ではなく権利と捉え、障がい者が働くを通じて、自己の成長や人生の豊かさを感じることができるような就労の場を確保していく必要がある。
- 障がい者の就労訓練の機会を確保し、適切な就労支援を受けることができるよう、就労継続支援事業所や就労移行支援事業所の確保と機能の向上が必要である。また、障がいの特性や程度により、外出や移動が困難であるために就労を諦めたり、仕事の選択肢が限定されることがないよう、通勤に係る移動支援の拡充も必要であり、必要な制度改正等については、国へ働きかけていくべきである。

(3) 障がい者が長く働き続けることができる

- 一般就労者の数や職場定着率などの定量的な目標も重要ではあるが、数字だけを意識するのではなく、個々人の障がい特性やニーズに応じた個別支援を充実していく必要がある。
- 就職後に休職した場合、復帰までにはかなりの時間がかかるケースもある。関係機関が連携し、職場復帰も含めた職場定着支援を検討していくことが必要である。
- また、労働施策としての就労支援と障がい福祉サービスとの狭間を補完し、障がい種別や程度に関わらず全ての障がい者が利用しやすい支援を確保していくことも必要である。

生活場面IV 「心や体、命を大切にする」

- 障がい者の高齢化、重度化に伴い、医療の必要性は高まっている。特に、

医療依存度の高い重症心身障がい児者やその家族、医療的ケアが必要な障がい児とその親も含めた支援を充実させていくことが今後より必要となる。

- 医療と福祉との連携場面が増えていく中で、医療従事者の正しい障がい理解や合理的配慮の提供は必要不可欠であり、障がい者が必要な医療を、いつでも安心して受けることができる環境を作っていくことが必要である。
- とりわけ、発達障がいや高次脳機能障がい、聴覚障がいや難病など、症状が理解されにくい障がいへの理解の促進、支援体制の確立に向け、より一層の取組みを進めていくことも必要である。
- 障がいを理由に医療機関での診療や入院を拒否されるようなことがないよう、医療機関における障がい理解の一層の促進に努めていく必要がある。さらに、旧優生保護法による強制不妊治療を受けた障がい者への支援について、出来る限り多くの方々を救済できるように、積極的な取組みが必要である。
- このような観点から、引き続き、「障がい者が必要な医療や相談をいつでも受けることができる」をめざすべき姿とし、様々な取組みを進めていくべきである。
- これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。
 - (1) 必要な健康・医療サービスを受ける
 - 障がい者が、安心して必要な医療を受けることができるよう、平成30年度に再構築された福祉医療費助成制度の検証を行い、医療のセーフティネットとしての観点から、制度のさらなる充実などを検討していくべきである。
 - 現実的に、障がい者が受診できる医療機関が限定的であったり、診察時等の説明がわかりづらかったりするなど、障がい者への配慮が不足していると感じる場面が見受けられることから、医療機関における障がい理解の促進、差別解消に向け、一層の情報提供など啓発や研修が必要である。

- 医療機関が障がい者の意思を確認し、当事者が適切な医療処置を受けることができるようにするための配慮が必要である。
- 医療機関における障がい理解促進に向け、医学生のインターンシップなど、障がい者と接する機会を通じて障がい特性等を知ってもらうことが重要であり、そのような取組みを広げていく必要がある。

(2) リハビリテーションを受ける

- 障がい者が安心して日々の暮らしを続けていくためには、身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができる環境を整えることが重要である。
- 特に、専門性の高い分野における障がい者へのリハビリテーションの確保等は重要であり、引き続き、保健、福祉などの関係機関の連携により、地域におけるリハビリテーションの向上に努めていくべきである。

(3) 悩みについて相談する

- 医療と福祉の両面からのサポートが必要となる精神障がい者や難病について、身近な地域での支援や地域での居場所の確保に向け、当事者や家族の悩みを相談できる場所等を確保していく必要がある。
- 障がい者が抱える悩みや課題が複雑化・多様化する中において、相談支援事業所の役割は重要になっており、例えば、医療の面からの知識をサポートするような専門研修等により、支援の充実に向けた取組みを進めていくべきである。

生活場面V 「楽しむ」

- 障がい者がより豊かで質の高い生活を送り、自己実現を図るために学習や就労の場面だけではなく、スポーツや文化芸術などの活動をはじめ、様々な技能や豊かな感性を生かせる場を充実させていくことが大切である。

- 今年 2020 年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、障がい者が活躍する姿に全世界の人々が注目する機会となり、パラリンピアンをめざそうと志す障がい児者や、障がい者スポーツに関わっていきたいと考える人が増えることも想定される。
- また、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした障害者文化芸術活動推進法が平成 30 年 6 月に施行され、今後より一層の取組みについて期待されるところである。
- 暮らしのあり方が多様化してくる中で、障がい者が、より幅広い活動に自らの意思で取り組んでいくことは、より豊かで質の高い生活を送り、自己実現を図る上で重要なものである。
- 「余暇」という言葉・表現にとらわれず、多様性を尊重し、障がい者が自らの意思と選択で、様々な場所でより幅広い活動に参加することができるような環境整備、まちづくり等に取り組んでいくことが大切である。
- このような観点から、めざすべき姿を「障がい者が、障がいのない人と同じように楽しみ、豊かに暮らしている」と捉え、様々な施策に取り組んでいくべきである。
- これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。
 - (1) 余暇活動や社会参加に取り組む
 - 障がい者が体育館等を利用したり、映画鑑賞等に出かける際に、施設等がバリアフリー化されているかどうかの情報は重要となる。関係機関が連携し、利用目的とバリアフリーの情報をリンクさせ発信していくような仕組みを検討してもらいたい。
 - 障がい者が楽しめる余暇活動は、まだまだ限定期である。地域社会において、様々な経験ができるような環境づくりが必要である。例えば、活動できる場所

までの移動手段の課題や、字幕付き邦画の上映回数が少ないと、球場などにおいて観戦等に不便な場所に車いす利用者専用シートが設置されている等の制約・障壁がある。全ての障がい者が、どこでも同じように楽しめるように、情報保障などのソフト面や施設や設備のバリアフリー化などのハード面の環境整備が必要である。

（2）スポーツ活動に取り組む

- スポーツには健康の維持向上や、生活を豊かにする効果が期待される。東京オリンピック・パラリンピックに向けた国内の機運を後押しに、障がい者スポーツを活性化してもらいたい。
- スポーツに取り組む際に、施設や設備がバリアフリー化されていなかったり、申し込みを断られたりして、施設等を利用できない場合もある。障がい者がスポーツ等を楽しめるように体育館などの施設についてハード・ソフト両面でのバリアフリー化が重要である。

（3）芸術・文化活動に取り組む

- 大阪府においては、障がい者施策推進協議会に「文化芸術部会」が設置されたところであり、今後、同部会での議論も踏まえ、文化芸術を通じた障がい者が主体的に活動できる環境づくりや、障がい理解の促進等をより一層推進していくことが必要である。

生活場面VI 「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

- 障がいの有無に関わらず、全ての人々がともに支え合って暮らす社会を実現するためには、地域で暮らす多様な主体が、障がい者の命と尊厳を保持し、障がい理解の促進・合理的配慮の確保を追求をしていくことを共通認識として持つことが重要である。
- しかし、障害者差別解消法及びそれに基づく大阪府障害者差別解消条例が施行されて4年目となった現在においても、未だに障がい者に対する差別や

虐待事案が発生している。例えば、平成29年に発覚した寝屋川市での監禁・死亡事件、令和元年6月に発覚した大阪市平野区での監禁事件、茨木市の短期入所事業所での職員による暴行・死亡事件などが発生している。

- 障がい理解が浸透し、合理的配慮の確保があたりまえに実践される社会は、全ての人にとって暮らしやすく、障がいの有無に関わらず、全ての人々が支え合って共に生きる社会の実現につながるものである。
- そのような信念に基づき、めざすべき姿を「障がい者が尊厳を持って社会に参加し、地域全体で障がい者への合理的配慮を実践している」と捉え、引き続き、障がいや合理的配慮に関する啓発活動等の充実により、社会全体の理解と関心を深めながら、差別や虐待のない社会の実現をめざすべきである。
- これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。
 - (1) 障がい者や障がいへの正しい理解を深める
 - 障がい者の就労や社会参加を促進するためには、社会のあらゆるところにおいて、合理的配慮の確保が実践される環境づくりや、より一層の企業等における障がい理解の促進が必要である。
 - 障がい福祉サービス事業所等における差別、虐待事案を無くし、障がい者が安心してサービスを利用できる環境を確保していくためにも、障がいや介護など福祉サービス従事者の障がい理解の促進が必要である。
 - 差別や虐待のない社会を作るためには、人々の障がい理解がより広く浸透し、深まっていくことが重要である。そのためにも、幼少期からのインクルーシブ教育による障がい者と共に学び、生活する経験が重要である。
 - (2) 障がい者の尊厳を保持する
 - 障がい者が加害者となる事件の報道において、障がいと犯罪とを安易に結び付けた報道が多いと感じる。障がい者に関する正しい理解を浸透させてい

くためにも、慎重な報道をしてもらいたい。

- 障がい者虐待の防止に向け、個別ケースについての検討を行い、対策等について共有していく仕組みづくりが必要である。
- 親亡き後の生活を支援する一つの手段となる成年後見制度において、障がい者が後見人である親族等に資産を悪用されるケースもある。今後ますますニーズの増加が見込まれる中で、市民後見人の確保、育成と活用の場を増やす取組みが必要である。

(3) 安全・安心を確保する

- 障がい者が災害時に避難できなかったり、適切な支援を受けられない状況にならないように、誰にでもわかりやすい情報発信、避難所におけるコミュニケーション機器の導入などの情報保障の確保に係る支援が必要である。
- 昨年度の大震北地地震において、自治体によっては避難行動要支援者名簿が十分に活用されず、発災時に障がい者の安否確認が適切に実施されなかつたという問題が浮き彫りになった。避難行動要支援者名簿の活用方法の充実や個別支援計画の策定など、福祉と防災が連携した、地域でのネットワーク作りに取り組んでいくべきである。
- 近年、台風や豪雨被害が頻発になり、障がい者が避難所生活をする機会が増えてきた中で、音過敏などの発達障がい児者が避難所に入れなかったり、車いす利用者が避難所のトイレが利用できない問題が発生している。障がい特性を勘案した配慮や、施設のバリアフリー化を進めていくべきである。
- また、災害発生時における避難所での長期間の生活等では、心身の状態が不安定になり、障がいが重度化するなどの二次被害が懸念される。平常時とは違う状況における障がい者個々人のニーズに応じた対応ができるような取組みを進めるべきである。

- 災害対応においては、自然災害だけではなく、新型インフルエンザへの対応など、パンデミック（感染症が世界的規模で大流行すること。）についても視野に入れる必要がある。それらも含めた様々な災害について、障がい種別に応じた情報保障、避難所等の機能確保に関係機関が連携して取り組んでいくべきである。

（4）十分な情報・コミュニケーションを確保する

- 災害時等における障がい者への正確でわかりやすい情報発信など、様々な障がい者への幅広い情報保障が必要である。
- 先進技術の活用により、障がい者の意思疎通支援や情報保障などが充実することで、障がい者のさらなる活躍や生活の質の向上のほか、社会における障がい理解の促進が期待される。先進技術を活かす視点を盛り込んでいくべきである。
- また、先進技術の活用によって、より幅広い障がいや年齢に対応した、利便性の高い、有効な意思疎通支援や情報保障を充実させることも必要である。
- 意思疎通支援の必要な障がい者にとって、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障は、全ての生活場面で必要不可欠であり、引き続きの取組みが必要である。
- さらに、大阪府においては、障がい者施策推進協議会に「意思疎通支援部会」が設置されており、今後、同部会での議論も踏まえ、意思疎通支援に関する施策のより一層の充実を図ることが必要である。
- また、府内の公立図書館等における読み聞かせバリアフリー法への対応が必要である。

V. その他計画策定全般に関する提言

- AI、ICTなどの先進技術を活用した支援ツール等が様々な生活場面で見かけることが増えてきた。先進技術の積極的活用について、大阪・関西万博開催に向けた機運の後押しを受け、情報発信するとともに、それらを活用した生活場面のあり方を考えていくべきである。
- 次期計画については、生活場面ごとに整理することで抜け落ちてしまう部分を補完するため、「技術を活かす」、「人を育む」、「支援を行き届かせる」という視点で全体を見渡していく必要がある。
- 障がい者が家族を形成し、育児や親の介護をする際の支援について考えて行く必要がある。特に、高齢の親の生活を支えている障がい者に対する支援など、家族が抱える課題について幅広い視点から検討していく必要がある。
- 消費増税の影響や、マイナンバーカードの普及促進に伴う制度への対応等において、障がい者にわかりやすいものとするなどの視点が必要である。消費生活支援の観点も盛り込むべきである。
- 生活場面ごとの具体的な取組みについては、読みやすく管理しやすい工夫が必要である。例えば、計画本体とは別に施策集として整理する方法も一案である。
- 計画の進捗管理であるPDCAサイクルについては、統計データなどを速やかに集約できるようにすべきである。一方で、施策の中には定量的といえども長期的な視野により評価できるものや定性的な評価による管理が適切なものが存在している。この点も踏まえた、実行・評価の整理が必要である。

参 考 资 料

1. 第5次大阪府障がい者計画策定検討部会審議概要等

第5次大阪府障がい者計画策定検討部会 審議日程、内容

| 時期 | 開催会議 | 議題 |
|-----------------|------|--|
| 令和元年 5月 30 日 | 第1回 | ○第5次障がい者計画策定検討部会運営要領（案）について ○第5次大阪府障害者計画の策定の進め方・基本構成等について ○「地域を育む」施策の推進について |
| 7月 31 日 | 第2回 | ○地域を育む施策の推進方向に係る意見について ○第4次大阪府障害者計画（後期計画）における各生活場面について · 生活場面I 地域やまちで暮らす · 生活場面VI 人間（ひと）としての尊厳を持って生きる |
| 9月 18 日 | 第3回 | ○第4次大阪府障害者計画（後期計画）における各生活場面について · 生活場面II 学ぶ · 生活場面III 働く · 生活場面IV 心や体、命を大切にする · 生活場面V 楽しむ |
| 11月 27 日 | 第4回 | ○地域を育む施策の推進方向の整理と意見具申のとりまとめについて |
| 令和2年 1月 31 日 | 第5回 | ○意見具申（素案）について |
| 3月 日 | 第6回 | ○意見具申（案）まとめ |

第5次大阪府障がい者計画策定検討部会 委員名簿

| 氏 名 | 所属及び職名等 |
|--------|-------------------------------|
| 上田 一裕 | 一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長 |
| 奥村 熱 | 公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会 副会長 |
| 片山 宣博 | 社会福祉法人 産経新聞厚生文化事業団 事務局長 |
| 叶井 泰幸 | 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部長 |
| 黒田 隆之 | 桃山学院大学 社会学部 社会福祉学科 准教授 (部会長) |
| 小尾 隆一 | 社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 常務理事 |
| 近藤 厚志 | 住道法律事務所 弁護士 |
| 塩見 洋介 | 障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 事務局長 |
| 田垣 正晋 | 大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 教授 |
| 寺田 一男 | 一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長 |
| 長尾 喜一郎 | 一般社団法人 大阪精神科病院協会 副会長 |
| 長宗 政男 | 公益社団法人 大阪聴力障害者協会 事務局長 |
| 成澤 佐知子 | 社会福祉法人 四天王寺福祉事業団 四天王寺太子学園 施設長 |
| 深澤 智 | 泉大津市 障がい福祉課長 |
| 福田 啓子 | 一般社団法人 大阪自閉スペクトラム症協会 理事 |
| 福田 新吾 | 河南町 副理事兼高齢・障がい福祉課長 |
| 古田 朋也 | 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 議長 |
| 前川 たかし | 一般社団法人 大阪府医師会 理事 |
| 松本 晃幸 | 大阪府中小企業家同友会 経営本部障害者部長 |
| 松本 信代 | 特定非営利法人 大阪難病連 理事長 |

2. 関係審議会等における審議概要等

関係審議会一覧

| 生活場面 | 審議会等 |
|---------------------|--|
| I. 地域やまちで暮らす | <ul style="list-style-type: none"> ・①社会福祉施設等施設整備補助金等審査部会 ・②身体障がい者補助犬部会 ・③ケアマネジメント推進部会 ・④地域支援推進部会 |
| II. 学ぶ | <ul style="list-style-type: none"> ・⑤発達障がい児者支援体制整備検討部会 |
| III. 働く | <ul style="list-style-type: none"> ・⑥就労支援部会 |
| IV. 心や体、命を大切にする | <ul style="list-style-type: none"> ・⑦高次脳機能障がい相談支援体制連絡調整部会 ・⑧医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会 ・⑨発達障がい児者支援体制整備検討部会 |
| V. 楽しむ | <ul style="list-style-type: none"> ・⑩障がい者文化芸術部会 |
| VI. 人間としての尊厳を持って生きる | <ul style="list-style-type: none"> ・⑪意思疎通支援部会 ・⑫手話言語条例評価部会 ・⑬障がい者虐待防止推進部会 ・⑭大阪府障がい者差別解消協議会 |
| 地域を育む施策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・⑮大阪府障がい者自立支援協議会 ・⑯大阪府障がい者差別解消協議会(再掲) |